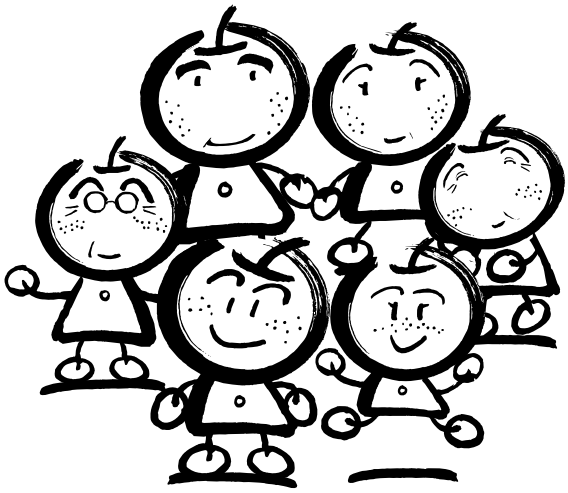
第 1 章

01

計画策定にあたって



第１章　計画策定にあたって

本章では、「令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度を計画期間とする本計画の策定に係る基本的事項を整理します。

1　計画策定の背景・目的

「白井市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画（以下「前計画」という。）」の計画期間が令和 8（2026）年度に終了することから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法*」という。）及び児童福祉法に基づく 3 年ごとの計画の見直しとして、「白井市第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画」を策定します。

本計画は、さまざまな特性を持つ障がいのある人及び障がい児が、本人の希望や意思に基づき、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業*、障害児通所支援及び障害児相談支援等の提供体制を計画的に確保することを目的とします。

近年の国における障害福祉施策等の動向

近年、障がいのある人を取り巻く法制度や支援環境は大きく変化しています。令和 6 年 4 月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）により民間事業者にも合理的配慮*の提供が義務化されたほか、障害者総合支援法*、児童福祉法、精神保健福祉士法等の改正が施行され、地域生活への移行・継続、相談支援、就労、精神障がいのある人への支援、障がい児支援などの充実に取り組んでいます。

また、情報アクセシビリティ*や意思疎通支援*、こども施策との連携、住まいの確保など、障がい福祉を単独の分野として捉えるのではなく、保健・医療、介護、子育て、教育、雇用、住宅、防災等と連携して地域生活全体を支える取組が重視されるとともに、本人の意思を尊重することが明確に求められるようになりました。

今期計画では、これらの動向を踏まえ、本人の意思と選択を尊重し、ライフステージや生活課題に応じた切れ目のない支援体制を整備します。

時期	主な動向	主な内容
令和 6 年 4 月	改正障害者差別解消法の施行	事業者による合理的配慮*の提供が義務化され、障がいを理由とする差別の解消を行政だけでなく地域の事業者等とともに進めることが求められています。
令和 6 年 4 月	改正障害者総合支援法*等の施行	基幹相談支援センター*、地域生活支援拠点等*、地域自立支援協議会*等を通じた相談支援・地域生活支援の充実を進め、地域生活への移行支援が強化されました。
令和 6 年 4 月	改正精神保健福祉法の施行	医療保護入院の入院期間の法定化、精神科病院における虐待通報制度の創設、入院者訪問支援事業の開始、退院後の地域生活への移行を支える仕組みの充実が進められました。
令和 6 年 4 月	改正児童福祉法等の施行	児童発達支援センターを地域の障がい児支援の中核として位置付け、福祉型・医療型の児童発達支援の一元化など、地域全体で障がい児を支える体制の整備が進められました。
令和 6 年 4 月	令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定	障がい者の地域移行・地域定着、相談支援、就労支援、重度障がい者への支援等について報酬上の見直し、虐待防止・身体拘束適正化、BCP 等を含めた支援体制の充実が進められました。
令和 7 年 10 月	就労選択支援の開始	本人の希望、就労能力や適性等を踏まえ、就労先や働き方をより適切に選択できるよう支援する新たなサービスが開始されました。
令和 8 年 4 月	高次脳機能障害者支援法の施行	都道府県に対し高次脳機能障がい*に関する地域支援体制の構築が求められました。
令和 8 年 4 月	社会福祉法等の一部を改正する法律の成立・公布	包括的な支援体制の整備、身寄りのない人への相談支援、権利擁護支援、福祉サービスの提供体制や人材確保等を見直す内容が盛り込まれ、国の基本指針*が見直されました。
令和 8 年 7 月	障害者雇用率の引上げ	民間企業の法定雇用率が 2.7%となり、障がいのある人の雇用機会の確保と、採用後の職場定着を含む雇用・福祉の連携が一層重要となりました。

2 計画の性格と位置付け

(1)法令上の位置付け

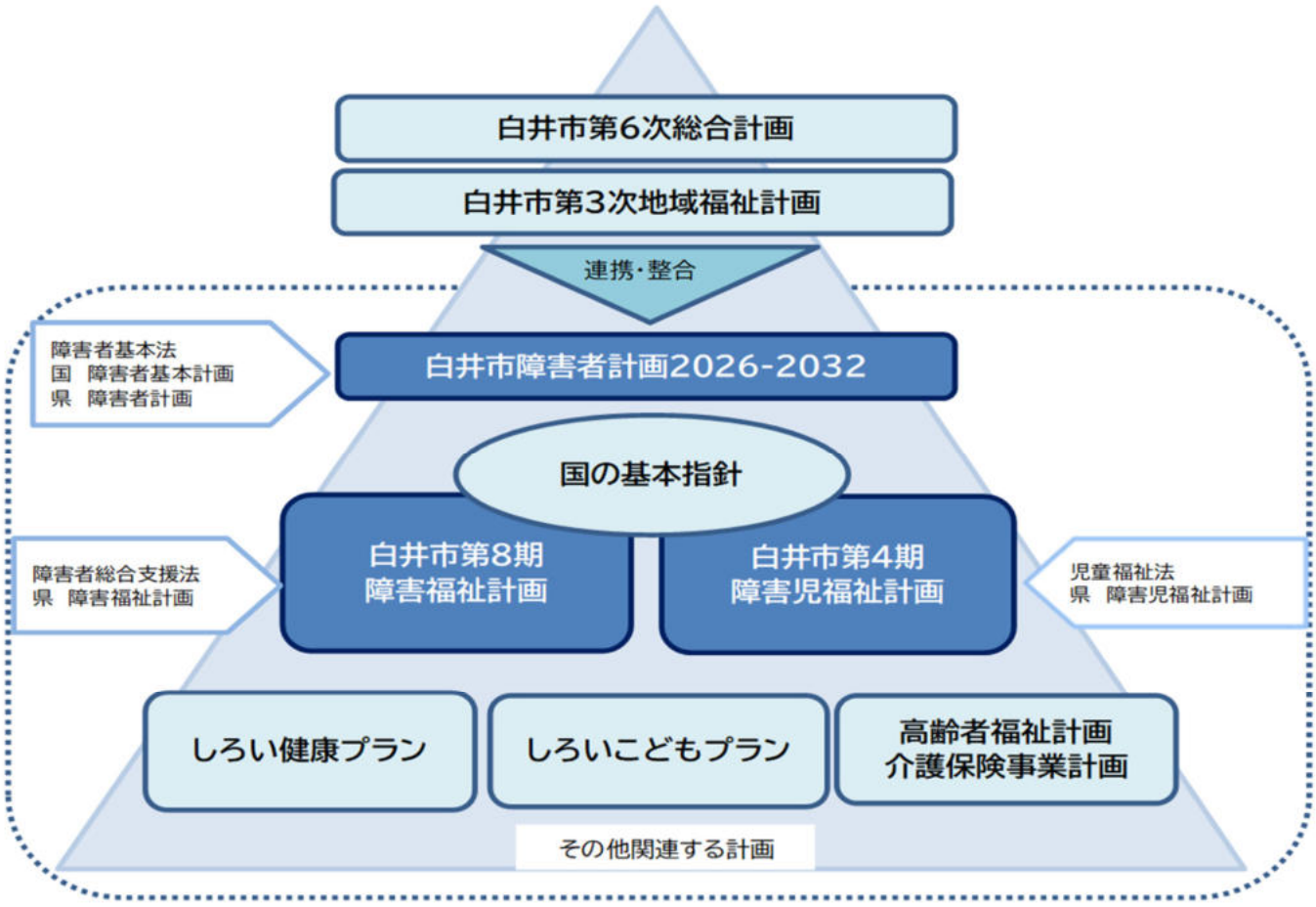
本計画は、障害者総合支援法*第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。令和 8 年 3 月 31 日に告示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和8年こども家庭庁・厚生労働省告示)」(以下「基本指針*」という。)に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業*並びに障害児通所支援及び障害児相談支援等の提供体制の確保に係る成果目標、必要量の見込み及びその確保のための方策等を定めます。

(2)白井市の計画体系における位置付け

本計画は、「白井市第 6 次総合計画」及び「白井市第 3 次地域福祉計画」を上位計画とする事業レベルの個別計画として位置付けられ、「白井市障害者計画 2026-2032」と緊密に連携しながら推進します。「白井市障害者計画 2026-2032」が障害者施策の基本的事項を定める中長期的な計画であるのに対し、本計画は、その方向性を踏まえ、令和 9(2027)年度から令和 11(2029)年度における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制や必要量を具体化する計画としての役割を担います。

また、千葉県の障害者計画・障害福祉計画等や本市のそのほかの個別計画等との整合・連携を図ります。

図 市の計画の体系



3　計画の期間

本計画の計画期間は、国の基本指針*に基づき、令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度までの 3 年間とします。

計画期間中は、障害福祉サービス等の利用実績、障がいのある人及び障がい児・家族のニーズ、事業者の提供体制、制度改正等について毎年度把握・分析・評価し、成果目標及びサービス等の見込量と実績を確認します。必要がある場合には計画期間中においても見直しを行います。

図　市の計画対象年度

<table>
<tr><th>区分</th><th>令和 8 年度
2026</th><th>令和 9 年度
2027</th><th>令和 10 年度
2028</th><th>令和 11 年度
2029</th><th>令和 12 年度
2030</th><th>令和 13 年度
2031</th><th>令和 14 年度
2032</th><th>令和 15 年度
2033</th><th>令和 16 年度
2034</th><th>令和 17 年度
2035</th></tr>
<tr><td>障害者計画</td><td colspan="7">白井市障害者計画
2026-2032</td><td colspan="3">次期障害者計画</td></tr>
<tr><td>障害福祉計画
・障害児福祉計画</td><td>第 7 期
第 3 期</td><td colspan="2">第 8 期障害福祉計画
第 4 期障害児福祉計画</td><td colspan="3">第 9 期障害福祉計画
第 5 期障害児福祉計画</td><td colspan="3">次期障害福祉計画
障害児福祉計画</td></tr>
<tr><td></td><td>見直し</td><td></td><td>見直し
検討</td><td>見直し</td><td></td><td></td><td>見直し</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>総合計画</td><td colspan="5">第 6 次総合計画（前期）</td><td colspan="5">第 6 次総合計画（後期）</td></tr>
<tr><td>地域福祉計画</td><td colspan="10">第 3 次地域福祉計画</td></tr>
</table>

4　SDGs*（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進



白井市障害福祉計画・障害児福祉計画に関連する7つのゴール（目標）

SDGs（エスディージーズ Sustainable Development Goals）*とは、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、日本を含む全 193 か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。

「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し持続可能な世界を実現するため、平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの間に達成すべき 17 のゴール（目標）と、それに連なり具体的に示された 169 のターゲットから構成されています。

「障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加して、活躍できる地域づくり」を実現するための本計画の取組は、SDGs*の 17 の目標（ゴール）のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」を中心として、7 つのゴールに関連します。

本計画の推進は、これらの課題解決につながっていくため、SDGs*の目標達成を意識しながら、障がいに関する福祉施策に取り組んでいきます。

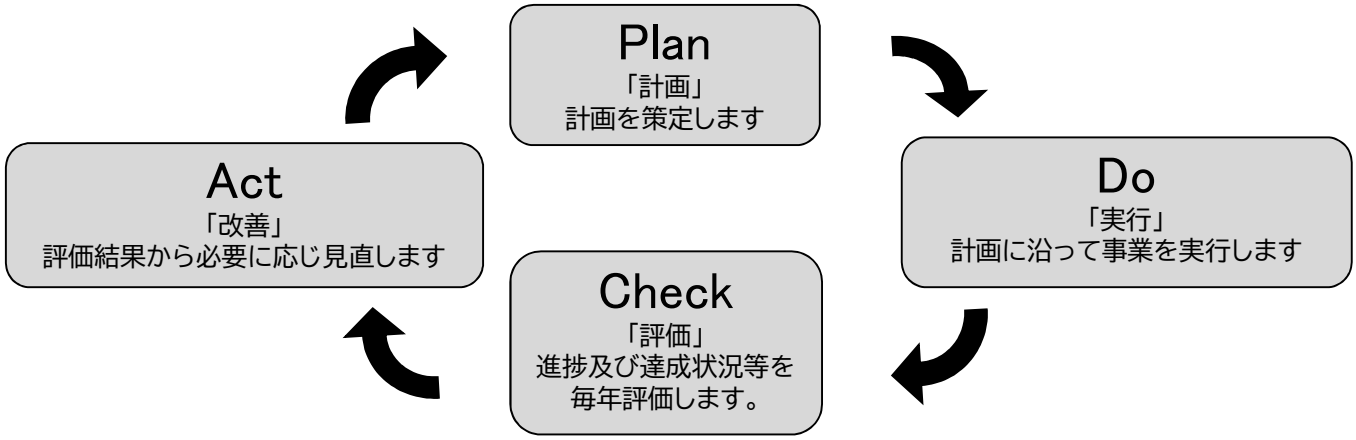
5 計画の推進・進行管理

本計画の実効性を確保するため、成果目標及び活動指標の達成状況、障害福祉サービス等の利用実績、障がいのある人及び障がい児・家族のニーズ、事業者の提供体制等を継続的に把握し、PDCA サイクルに基づいて計画の進行管理を行います。国の基本指針*では、成果目標及び活動指標について少なくとも年 1 回実績を把握し、分析・評価を行うこと、必要に応じて計画を見直すこと、また関係者の意見を聴取し、その結果を公表することが求められています。

(1)PDCA*サイクルに基づく進行管理

障害者総合支援法*及び児童福祉法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析と評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること(「PDCA*サイクル」)とされており、本計画もこの考え方を基本とします。

「PDCA*サイクル」のイメージ



Plan(計画)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do(実行)	計画に基づき活動を実行する
Check(評価)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)
Act(改善)	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う

(2)白井市地域自立支援協議会*等による評価・検討

本計画の進捗状況については、障害者計画等策定委員会または白井市地域自立支援協議会*において、毎年度事業の進捗状況を障がいのある人及び障がい児の生活実態や地域の支援ニーズを踏まえて評価・検討します。個別の事例や地域課題を通じて明らかになった課題については、相談支援、地域生活支援拠点、障害福祉サービス、医療、教育、就労等の関係機関と連携し、必要な社会資源や体制の改善につなげます。

(3)評価結果の公表と次期計画への反映

毎年度の評価結果については、公表するとともに、次年度以降の施策の改善に活用します。また、計画期間中の実績及び評価結果を次期計画策定時に検証し、地域の実情及び制度改正等を反映した計画の見直しにつなげます。